

平成30年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

平成30年6月28日（木曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

- 日程第1** 第33号議案から第40号議案まで、及び
第1号報告から第3号報告まで
(委員長報告・委員長報告に対する質
疑・討論・表決)
- 日程第2** 第41号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第3** 第42号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第4** 議案第2号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第5** 意見書案第1号及び意見書第2号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

- | | | | | |
|------|-----|---|---|---|
| 1 番 | 安 達 | か | ず | み |
| 2 番 | 中 尾 | | | 勉 |
| 3 番 | 黒 田 | 健 | | 一 |
| 4 番 | 甲 斐 | 明 | 美 | |
| 5 番 | 井ノ口 | 憲 | 治 | |
| 6 番 | 阿 部 | 輝 | 之 | |
| 7 番 | 土 谷 | 信 | 也 | |
| 8 番 | 近 藤 | 紀 | 男 | |
| 9 番 | 成 重 | 博 | 文 | |
| 10 番 | 安 達 | | 隆 | |
| 11 番 | 松 本 | 博 | 彰 | |
| 12 番 | 河 野 | 徳 | 久 | |
| 13 番 | 安 東 | 正 | 洋 | |
| 14 番 | 北 崎 | 安 | 行 | |
| 15 番 | 河 野 | 正 | 春 | |
| 16 番 | 山 本 | 博 | 文 | |
| 17 番 | 菅 | 健 | 雄 | |
| 18 番 | 大 石 | 忠 | 昭 | |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 安 田 祐 一

総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
主幹兼議事係長	板 井 保 明
主任主査	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆
市参事兼総務課長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	飯 沼 憲 一
企 画 情 報 課 長	丸山野 幸 政
地域活力創造課長	川 口 達 也
税 務 課 長	土 谷 恒 男
市 民 課 長	近 藤 幸 一
保 険 年 金 課 長	大久保 正 人
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子育て支援課長	水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長	清 水 栄 二
人権・同和対策課長	田 染 定 利
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農業ブランド推進課長	藤 原 博 文
市参事兼耕地林業課長	都 甲 賢 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	早 尻 真 一
会計管理者兼会計課長	尾 形 稔
農業委員会事務局長	佐々木 真 治
選挙管理委員会・監査委員事務局長	
	藤 重 深 雪
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	大 力 雅 昭
消 防 長	宗 高 徳
総務課 課長補佐兼総務法規係長	
	小 野 政 文
総務課 課長補佐兼秘書係長	
	都 甲 さおり
教育委員会	
教 育 長	河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	
	安 藤 隆 治
学 校 教 育 課 長	小 川 匡
文 化 財 室 長	板 井 浩

○議長(安達 隆君) 皆さんおはようございます。

6月28日

これより本日の会議を開きます。

○議長（安達 隆君） 日程第1、第33号議案から第40号議案まで、及び第1号報告から第3号報告までを一括議題といたします。

これより、委員長の報告を求めます。総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長（中尾 勉君） 皆さんおはようございます。

去る6月22日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件、報告2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第33号議案、平成30年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、繰入金などで財源措置されており、補正額は、4,764万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、146億1,643万1,000円となっています。

次に、債務負担行為については、新総合行政システム調達業務委託料が措置されています。

審査の中で委員より、新総合行政システム導入についての管理運営費や委託内容についての質疑が出されました。

審査の結果、第33号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第36号議案、財産の取得については、救助工作車及び救助資機材一式を取得したいので議会の議決を求めるものです。

審査の中で委員より、入札の状況や耐用年数について質疑が出されました。

本議案については、賛成の討論がありました。

審査の結果、第36号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第37号議案、豊後高田市税条例の一部改正については、生産性向上特別措置法の規定に基づき、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、今回の改正で適用を受ける企業について質疑が出されました。

審査の結果、第37号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、豊後高田市税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、早急に改正す

る必要が生じたため、平成30年3月31日に専決処分したので承認を求めます。

審査の結果、第1号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

第2号報告、豊後高田市税特別措置条例の一部改正については、地域再生法第7条の6の地方公共団体等を定める省令等の改正に伴い、早急に所要の規定の整理を行う必要が生じたため、平成30年3月31日に専決処分したので承認を求めます。

審査の中で委員より、今回の改正での影響額について質疑が出されました。

審査の結果、第2号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 社会文教委員長、安達かずみ君。

○社会文教委員長（安達かずみ君） 去る6月25日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件、報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第33号議案、平成30年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出の主なものは、民生費では、生活保護法の改正等に伴い、所要のシステム改修を行う経費が計上されています。

衛生費では、ごみ清掃工場の補修工事を行う経費が計上されています。

教育費では、『鬼が仏になった里「くにさき」』の日本遺産認定に伴い、本市と国東市、関係機関等で組織する協議会への負担金を措置する経費が計上されています。

審査の中で委員より、電算システム改修業務委託料についてや日本遺産推進協議会負担金について質疑がありました。

審査の結果、第33号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第38号議案、豊後高田市環境基本条例の制定については、環境施策を市政の重要な柱として位置づけるとともに市、市民及び事業者の役割と方針を定めるものです。

審査の中で委員より、環境基本計画の策定期間について質疑が出されました。

審査の結果、第38号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

第39号議案、豊後高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第39号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号報告、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、平成30年3月31日に専決処分したので承認を求めるものです。

審査の中で委員より、今回の改正における市民への影響について質疑がありました。

本報告については、反対の討論がありました。

審査の結果、第3号報告については、採決の結果、賛成多数で報告のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 産業建設委員長、阿部輝之君。

○産業建設委員長（阿部輝之君） おはようございます。

去る6月26日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第33号議案、平成30年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容については、農林水産業費では水田畑地化を含む圃場整備計画を策定する経費などが計上されています。

審査の結果、第33号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第34号議案、平成30年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第1号）は、簡易水道事業の統合に伴い、平成29年度簡易水道事業特別会計決算による特例的収入及び市支出、並びに企業債について定めるものです。

審査の結果、第34号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第35号議案、工事委託に関する協定の締結については、終末処理場の電気設備を更新するため協定を締結したので、議会の議決を求めるものです。

審査の結果、第35号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第40号議案、豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正については、長崎鼻リゾートキャンプ場の施設について、利用者の利便性及び施設の稼働率向上を図るため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第40号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告はありませんでした。討論はありますか。ありませんか。大石議員。

○18番（大石忠昭君） 皆さんおはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

私は日本共産党市議団を代表しまして、第38号議案に賛成、そして第3号報告については反対討論をいたします。

最初は第38号議案、豊後高田市環境基本条例の制定についてであります。

県下の各市町村では、すでに環境基本条例が制定されております。そして、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に実施するために、環境基本計画を策定をして、各種事業に取り組んでおります。

ところが、この本市におきましては、永松市長時代には議会にこの条例を提案することができませんでした。よって、豊後高田市はいまだに市の環境基本計画の策定ができておりません。昨年、佐々木市長が誕生しましてちょうど1年になりましたが、今回こういう形で条例が議会に提案されました。この条例は、私も読み合せてみますと、他市の条例に比べてみましても評価できることの1つが、第15条で

うたわれておりますように、環境教育の推進が定められていることでもあります。市は、持続的発展が可能な循環型社会の構築に貢献できるように、人材の育成を目指し、家庭・学校・地域・職場などと連携をして、環境教育を推進をすることが定められています。

日本共産党は、国会議員を先頭にしまして、私も全国の地方議員も連携をしまして、このごみの資源化、リサイクル率の向上、燃やすごみを減量化していくことを、この推進を呼びかけております。それは、市民の理解と協力がなければ実現することではありません。

今回の条例制定で、未来を担う子どもたちの時代から環境教育を推進する。市がさらに各種の環境教育を実施をするという、この市の基本姿勢は高く評価できるものと思います。

環境に優しい町、住みよい豊後高田市を目指して、早急に市の環境基本計画を策定をして、そしてすでに本誌では実施しております、家庭ごみを減らすためのこのコンポストの推進事業や、各自治体のごみの集積箇所の、このボックスの購入や修繕に対する補助金、これだけではなくて、やはり市民や事業者が行う環境の保全及び創造のための活動に対して、財政的な支援の輪をさらに広げていただくことを要求するものであります。

私はそういう意味で、提案されております環境基本条例に賛成いたしますので、議員各位のご賛同を求めてこの討論いたします。

次は、第3号報告に対して、反対討論をいたします。

この議案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税条例の一部改正を市長がことし3月末に専決した件で、議会に事後承認を求めめる案件であります。

国保税の内、世帯割、均等割というものがありますが、その中でこの世帯割、均等割を5割軽減、2割軽減する世帯については、こういう所得の方々ですよという軽減判定所得があるんですけれども、これを5,000円、1万円拡大をして、いわゆる2割軽減、5割軽減の世帯が若干、対象が広がるという改正案が1つなんですけれども、この分については、当然私も賛成するものであります。

しかし今回、市長が専決処分をして、事後承認を求めてきているこの議案については、もう一方では国保税の課税限度額を、医療費分について54万円か

ら58万円に引き上げるというものです。国保税の課税というのは、医療費分と介護支援金分、それから後期高齢者医療費分というように3種類あって、3種類の合計になるんですけれども、その内の医療費分を4万円引き上げるという、この議案なんです。

よって、計算してみますと、一般的には4人世帯が標準世帯と言われておりますけれども、標準世帯でどれぐらいの方が最高限度額になるのかと、本会議でも答弁がありましたように、豊後高田市のこの税率で行きましたら、462万円以上の方が限度額になるんですけれども、医療費分と介護支援分、後期高齢者分を合計して市民は国保税という形で納めるんですけれども、これが89万円から93万円にと4万円引き上げられるんです。462万円で93万円の国保税ということになるんです。

ご承知のように、国保の運営がことしの4月から、これまでの豊後高田市あるいは市町村運営から今度は県と協働する運営になりました。そして、県のほうから豊後高田市の国保税はこういう税率で、所得割は何パーセントで行けど、均等割、平等割は幾ら、幾ら行けどという試算が示されました。同時に、豊後高田市は県に対してこれだけの納付金を納めてくれという数字が示されました。

市長は、この県の試算を参考にして、豊後高田市の国保税をどうするかということを検討して、3月の議会では、豊後高田市では税率はもう見直しをしない、据え置きをするということになりました。決まりました。しかし、私は議会でも議論したように、全国的には全国の市町村の半数以上がこの3月議会では減額をすると、住民の負担を軽くするという条例案を提案して、全国半数以上の自治体では、住民は、国保税が減額されています。しかし、豊後高田の場合は据え置きなんです。所得が上がれば当然国保税が上がる仕組みになっています。そして、3月議会はそれが決まりましたけれども、3月議会の最終日からあと何日後の3月31日に、今提案されております、いわゆる市長の専決処分、市長が、いわゆる国からの言いなりで、もう豊後高田市は最高限度額を4万円上げるという条例改定を決定したわけなんです。

よって、そのことには市民の所得に比べまして、やっぱり最高限度額が高過ぎるし、全体的に税率を下げて市民の負担を軽くするべきだと思いますので、反対するものなんですけれども、安倍政権が続いていますけれども、もう今年度の国のいわゆる軍事費

は5兆円を超えて過去最高になっているんです。軍事費は過去最高にする、全国の社会保障費は毎年減額をするということになっていますけれども、これを税金の使い方を根本的に改めるべきだと私は考えています。

よって、佐々木市長は政府に対して、国保運営の医療費に対する国庫負担分の負担割合を引き上げてもらうと、国から県に対してのこの負担金をふやして、県が県の試算でもっと豊後高田市の国保税の税率を引き下げる努力をすべきなんです。これだけ払いたくても払えないほど国保税が高くて、多くの住民の皆さんが困っておりますので、この声に応えるために、永松市長時代と違って今度は本気で、県会議員30年の経験を活かして、やっぱり市民の声を代弁して、政府に対してこの国庫負担を増やすように努力を要請したいと思います。

以上の理由から、今回、そうは言っても国の言いなりになって、この最高限度額の引き上げを実施することになりましたけれども、市長が専決してあとで議員は事後承認をしてくれという、この議案に対しては反対をするものです。

ぜひ、議員各位におかれましてはご賛同いただきますよう要請をいたしまして、討論を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長(安達 隆君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第3号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、採決表の中で反対のありました第3号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第3号報告について、起立により採決いたします。議席に設置されている可・否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とするものは起立をしてください。

お諮りいたします。第3号報告は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。よって、第3号報告は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(安達 隆君) 日程第2、第41号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第41号議案は、教育委員会委員の任命についてでございます。本年7月1日をもって任期が満了する教育委員会委員に新たに松成康男氏を任命したいので、同意を求めるところでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(安達 隆君) お諮りいたします。本件については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、第41号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。大石議員。

○18番(大石忠昭君) 日本共産党の大石でございます。1点だけ質疑をしたいと思えます。

教育委員の任期満了に伴って、新しい教育委員を選ぶということでの議案であります。お聞きしたいのは4人しかない教育委員なんですけれども、この人選に当たっては退任される方が旧豊後高田市内の方ですね、今度は新しい方が香々地なんですけれども、地域性の考慮とかいうのはもう現代ではないで、あくまでも全体を見て、教員退職者じゃなくて、今回はお医者さんのようでもありますけれども、そういう方を選ぶと、何か前の市長と比べて佐々木市長にかわりましてから、何かこう新しく基準があるのか、もう全くないのか、こういう提案する以上というのはせめて三役プラスなのか、あるいはもう何ですか、もう少し幅広く検討委員会などを設けて、これまでは旧市内の方だったけれども、今度はこちらに、香々地のほうに、あるいは今度は真玉の方にするというようなことの、何か基準があってやっているのかどうなのか。いや、佐々木市長になったらこういう方針になったんだというのがわかるように説明していただいたらありがたい。

なるべくやっぱり、市政はガラス張りであってほ

6月28日

しいのでちょっと質問をいたします。

○議長(安達 隆君) しばらく休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

○議長(安達 隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、佐藤之則君。

○市参事兼総務課長(佐藤之則君) それでは、大石議員の質問のお答えをいたします。

人選でございますけれども、基本的には法律の中で人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し執権を有する者ということになっております。

今回も、もちろん香々地という地域性もあるんですけども、人物本位ということで、市長以下三役の皆さん等々で協議をした結果、今回のになったところであります。

それと一つ、法律の中にも定められておるんですけども、4人の中に保護者を含めるという要項があります。今回、ほかの方がもう、子どもさんが卒業されておりますので、今回の松成さんについては、保護者を現在、実際やっておるということで、それも選定の基準の一つに入ったところであります。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第41号議案を採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、第41号議案については、これに同意することに決しました。

しばらく休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

○議長(安達 隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(安達 隆君) 日程第3、第42号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第42号議案は、固定資産評価委員の選任についてでございます。固定資産評価委員に税務課長の土谷恒男氏を選任いたしたいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(安達 隆君) お諮りいたします。本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、第42号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第42号議案を採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、第42号議案については、これに同意することに決しました。

しばらく休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

○議長(安達 隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(安達 隆君) 日程第4、議案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。15番、河野正春君。

○15番(河野正春君) 提案理由の説明をいたします。

議案第2号、豊後高田市議会議員定数条例の一部改正についてでございますが、次回の本市議会議員の一般選挙から、議員定数を、18人から16人に削減するものでございます。

以上、本議案について、何とぞ慎重審議のうえ、ご協賛下さいますようお願いいたします。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。本案については、委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） おはようございます。4番、日本共産党の甲斐明美です。

議案第2号、豊後高田市議会議員の定数条例の一部改正について、日本共産党豊後高田市議団を代表して反対の立場で討論いたします。

わずか71年前までは、私たち国民は主権者ではなく、権力は一部の人たちに握られていました。そして、権力が暴走し、戦争が起きました。この戦争により、日本国民とアジア諸国民に多大な犠牲を強いる過ちを犯してしまいました。この反省の下に誕生したのが、国民主権に基づく今の日本国憲法であり、地方自治、住民自治の規定です。

この地方自治とは、住民が主権者という住民自治と、国から独立しているという団体自治の2つの面から成り立っています。ともに選挙で選ばれた地方自治体の首長である市長と議会が、対等、平等で地方自治と民主主義を守る二元代表制がとられています。

とりわけ、予算編成権ほか強大な権限を持つ市長、多くの専門職員を配した執行部に対して、議会の役割は、1つ目は議員が市民の意見や要望をよく聞いて市政に反映させる。市民と市政をつなぐパイプ役になること。2つ目は、市長の行財政運営を市民の立場から監視し、公正、民主的で効率的な行政が行われているかチェックする役割です。納めた税金が本当に公平に、市民のために使われているか、税金の無駄遣いはないかチェックするものです。3つ目は、条例の制定や予算の議決を始め、市民の意見に答えて政策を提言したり、議会で決めて市民のために働くことが求められています。

私たちは有権者から選ばれ、議員の仕事をしています。市民の代表である議員の定数の削減よりも、

住民の暮らしを守りよくしていく立場で、今まで以上に勉強し、力をつけ頑張っていくべきだと思います。

合併当時は42人の議員がいました。今は18人です。議員を2人減らすということは、議会の審議能力を弱め、住民の意思の反映も充分できなくなってきました。前に述べました3つの議員の役割を完全に遂行することのほうが、定数を減らすより重要だと考えます。

市議会が、住民の代表機関としてその力が発揮できるよう、議会改革に力を尽くすことこそ重要であって、定数を2人減らすべきではないと考えます。

ぜひとも私の趣旨に賛同していただきますようお願いいたします。討論を終わります。

○議長（安達 隆君） ほかに討論はありますか。河野徳久議員。

○12番（河野徳久君） 議席番号12番、豊翔会の河野徳久です。議案第2号に賛成の討論をいたします。

1点目は、地方交付税に影響する人口と面積から、議員定数を考えてみました。大分県内及び九州管内で、本市と同じような人口2万人から2万5,000人の5市における議員定数を平均しますと15.8人になります。議員1人当たりの人口は1,425人、議員1人当たりの面積は12.3平方キロメートルのようです。

豊後高田市の議員定数を現在の18人から2人減らした16人として計算してみると、1人当たりの人口割は1,428人、1人当たりの面積割は12.9平方キロメートルとなります。

よって、豊後高田市議会議員定数は16人であることが適当だと考えます。

次に、2点目は予算についてです。平成29年度一般議員1人当たりの年間費用は、報酬・期末手当で537万300円でした。委員会旅費10万円、政務活動費10万円、共済費161万9,760円を合わせますと、719万600円になっております。

議員定数を2人削減することに取り組みますと、1,438万120円の議会費が削減できることとなります。

共済費161万9,760円について述べますと、議員年金制度の廃止が平成23年5月27日に公布、同年6月1日に施行された時の制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用は、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することになっています。業務全てが終了した時に共済会は解散することになっています。今後、20年ないし30年ぐらいは金額は下がってはいきますが、市の予算負担は続

6月28日

きます。

以上、2点の理由から、豊後高田市の議員定数を現在の18人から2人減らした16人にすることが適当だと考えます。

議員各位におかれましては、自分の身分にかかわる問題ではありますが、どうかご賛同いただけますようお願いいたします。私の賛成討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(安達 隆君) ほかに討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号を起立により採決いたします。これより、議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 失礼しました。議席に設置されている可・否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

○議長(安達 隆君) 日程第5、意見書案第1号及び意見書案第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。8番、近藤紀男君。

○8番(近藤紀男君) 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書案について、提案理由の説明を申し上げます。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であります。

特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入るため、外国語教育実施のための対応に苦慮する状況となっています。

明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、豊かな学びを実現するためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、教職員が人間らしく働き続けるためには、長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下

の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2019年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要望します。

豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であります。つきましては、2019年度政府へ予算編成において、下記の2つの事項が実現されるよう、国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますようお願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 意見書提案理由の説明をいたします。日本共産党の甲斐明美です。

日出生台演習場での日米共同訓練に関する意見書案について、提案理由の説明を申し上げます。

今年の10月から12月にかけて米海兵隊と自衛隊による日米共同訓練(フォレストライト01)が大分県の日出生台演習場を含む九州内で実施される予定があります。

この訓練には普天間基地所属のMV-22オスプレイが参加する予定ともなっています。

普天間基地所属のMV-22オスプレイは、2016年12月に沖縄で、昨年8月にはオーストラリアで墜落事故を起こしています。

また、昨年8月には大分空港に緊急着陸し修理に10日以上もかかり住民の間ではオスプレイの飛行に不安が広がっています。

普天間基地所属のMV-22オスプレイが参加する訓練は住民の安心・安全を確保できません。

また、大分県では沖縄の負担軽減として沖縄県道104号線越え移転実弾砲撃訓練を受け入れており、これ以上の負担は県民の理解を得ることは困難です。

よって、日出生台での日米共同訓練は行わないよう、国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますようお願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。本件については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号及び意見書案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。河野徳久議員。

○12番（河野徳久君） これ、自席からでいいんですか。

12番、豊翔会の河野徳久です。質疑をいたしたいと思えます。意見書案第2号についてであります。

先日、テレビ報道で数人の方が大分県にオスプレイ使用の演習をさせないようお願いしているニュースを見ました。大分県の担当者は、国にオスプレイ使用による演習中止を申し入れしていると答えていました。

私がお聞きしたいのは、大分県内の他の市町村における意見書案の提出状況、そして採択状況はわかればお尋ねしたいと思えます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美議員。演壇のほうで答弁してください。

○4番（甲斐明美君） 先程の河野徳久議員の質問にお答えしたいと思います。

各市議会、町議会等で、オスプレイを訓練に参加させないような、そのような提案をしておりますが、まだ市議会が終わっていないところもありますので、私はそれを把握しておりません。よろしいでしょうか。

○議長（安達 隆君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号及び意見書案第2号を一括採決いたします。

○12番（河野徳久君） 議長。

○議長（安達 隆君） 河野徳久君。

○12番（河野徳久君） 1案ごとの採択をしていた

だきたいと思えます。

（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、簡易採決による採決に対し、ご異議がありましたので、表決の原則である起立採決により採決したいと思います。

これより、意見書案第1号を起立により採決いたします。議席に設置されている可・否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とするものは起立をしてください。

お諮りいたします。意見書案第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。よって、意見書案第1号については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、意見書案第2号を起立により採決いたします。議席に設置されている可・否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とするものは起立をしてください。

お諮りいたします。意見書案第2号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。よって、意見書案第2号については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（安達 隆君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成30年第2回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時02分 散会

6月28日

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 河 野 正 春

豊後高田市議会議員 山 本 博 文